

お知らせ

平成26年度 園芸産地拡大事業

※補助金申請の流れ

補助金交付の流れは次のとおりとなります。補助金交付指令を受けて実施した事業でなければ補助金の交付は受けられませんので、ご注意願います。

申請書類等の問合せ先は、産業経済部農産園芸畜産課になります。

- 1 補助金交付申請 ※事業着手前の申請を厳守
- 2 補助金交付指令書を市から送付
- 3 事業着手 (契約・発注)
- 4 事業完了 (建設、納品及び支払い完了)
- 5 実績報告書の提出
- 6 事業費確定・検査・補助金を市から支払い

【事業対象者】 農業者、農業生産組織及び農業者団体
 ☆詳しくは産業経済部農産園芸畜産課農産園芸振興係まで、お問い合わせください。 電話 0220(34)2713 (直通)

種類	交付対象となる設備・経費	補助率及び補助限度額	事業要件	交付申請に必要な書類
1 園芸用ハウス整備事業（※育苗ハウスは対象外）	園芸栽培用ハウス(パイプハウス)及び附帯設備(換気、電気、水道、設備)	補助率: 事業費の20%以内 補助限度額:90万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設であること。 ②ハウスの面積は99m ² 以上とする。 ③年間あたりおおむね6ヶ月以上の利用期間があること。 ④既存施設及び経営の改善を伴わない設備の更新については対象としない。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・設計図 (メーカー標準設計図で可) ・設置場所の位置図及び配置図 ・見積書(2社以上) ・カタログ類(設備のみ)
	【拡充】園芸振興品目※3の園芸栽培用ハウスの外張りビニールや内張りカーテン等の張り替えに要する経費	補助率: 事業費の20%以内 補助限度額:50万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設であること。 ②ハウスの面積は99m ² 以上とする。 ③POフィルムは、0.1mm厚以上のものであること。 ④ビニールの耐用年数が経過していること。 ⑤育苗ハウス及び自然災害による破損については、対象としない。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・設置場所の位置図及び配置図 ・見積書(2社以上) ・カタログ類(設備のみ)
	中古ハウスの再利用に要する経費 (人件費を含めないものとする。)	補助率: 事業費の20%以内 補助限度額:50万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設で、年間を通して利用期間があること。 ②ハウスの面積は99m ² 以上とする。 ③本人所有の移設については、対象としない。 ④移設場所は、登米市内であること。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・設計図 (メーカー標準設計図で可) ・設置場所の位置図及び配置図 ・見積書(2社以上) ・カタログ類(設備のみ)
	園芸栽培用ハウス(パイプハウス)及び附帯設備(換気、電気、水道、設備) ☆新規就農者対象(認定を受けてから5年以内)	補助率: 事業費の40%以内 補助限度額:200万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設で、年間を通して利用期間があること。 ②ハウスの面積は500m ² 以上とする。 ③補助金の申請は、1度限りとする。 ④就農計画認定申請書の写しを提出すること。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・設計図 (メーカー標準設計図で可) ・設置場所の位置図及び配置図 ・見積書(2社以上) ・カタログ類(設備のみ)
2 園芸用機械整備事業	土壌消毒機、防除機械 管理機(畝立て機)、定植機、収穫機 選別機、包装機、結束機、根菜類洗浄機 暖房機、予冷庫、その他園芸専用機械	補助率: 事業費の20%以内 (新規就農者は30%以内) 補助限度額:60万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること。 ②事業費が30万円以上の機械の導入であること。 ③既存機械の更新及び中古機械の購入については対象としない。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・見積書(2社以上) ・カタログ類 ・設置、保管場所の位置図 ・新規就農者については新規就農計画の写し
	環境配慮型冷暖房機 例:ヒートポンプ、ペレット暖房機、もみ殻暖房機など	補助率: 事業費の50%以内 補助限度額:100万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること。 ②既存加温機からエコ製品への買い替えも対象とする。	
3 環境整備保全型資	防虫ネット 天敵資材の購入費	補助率: 事業費の20%以内 補助限度額:20万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する資材であること。 ②事業実施面積は、施設栽培にあっては99m ² 以上、露地栽培にあっては500m ² 以上であること。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・利用するほ場の位置図 ・見積書(2社以上) ・カタログ類

種類	交付対象となる設備・経費	補助率及び補助限度額	事業要件	交付申請に必要な書類
定4 着園化芸事産地	水田に園芸作物を作付するための、客土及び暗渠に要する経費	補助率: 事業費の20%以内 補助限度額:20万円	①販売用園芸作物の生産に要するほ場への客土及び暗渠であること。 ②事業実施面積は、施設栽培にあっては99m ² 以上、露地栽培にあっては500m ² 以上であること。 ③客土厚は10cm以上であること。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・平面図、横断図 ・見積書(2社以上) ・位置図
5 指定産地定着化事業	野菜生産出荷安定法により指定された野菜※2の種苗購入費	補助率:苗及び種子、台木の購入費の5%以内。	①この種苗により生産された農作物は全て共販出荷による販売を行うこと。 ②購入する苗については、市内で生産された優良な苗であること。 ③施設栽培にあっては165m ² 以上、露地栽培にあっては500m ² 以上であること。 ④園芸生産者確保対策事業の対象となる種苗購入費については、本事業の対象としない。	(団体申請) ・申請書、収支予算書 ・申請者一覧表 (代理申請依頼書)JA保管
	野菜生産出荷安定法により指定された野菜※2の共同利用施設利用	補助率: 利用料の5%以内	①販売を目的とした園芸作物の生産・出荷に要する施設の利用であること。 ②共同利用施設についてはおおむね50名以上の利用者がある施設であること。	(団体申請) ・申請書、収支予算書 ・申請者一覧表 (代理申請依頼書)JA保管
6 園芸生産者確保対策事業	新規に取組む園芸振興品目※3の種苗購入費	補助率: 事業費の20%以内 補助限度額: 1事業主体あたり10万円	①前年度まで、対象となる園芸品目の出荷及び販売を行っていないこと。 ②この種苗により生産された農作物は全て出荷及び販売を行うこと。 ③施設栽培にあっては99m ² 以上、露地栽培にあっては500m ² 以上の栽培を行うこと。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・見積書(1社) ・作付場所の位置図
	面積拡大のための園芸振興品目※3の種苗購入費	補助率: 事業費の20%以内 補助限度額: 1事業主体あたり10万円	①この種苗により生産された農作物は全て出荷及び販売を行うこと。 ②栽培面積拡大に当たり、施設栽培にあっては園芸用ハウス整備事業により新たに整備したハウス、露地栽培にあっては500m ² 以上の栽培を行うこと。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・見積書(1社) ・作付場所の位置図
	花粉交配用蜂の購入費	補助率: 事業費の20%以内 補助限度額:10万円	①蜂の交配により生産された農作物は、全て出荷及び販売を行うこと。 ②補助金の申請は、年度内1度限りとする。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・見積書(1社以上) ・利用場所の位置図
7 技術芸支産援地事育業成新	生物農薬(微生物防除剤)やワクチン(弱毒株水溶剤)等の購入費 ※対象品目:いちご又はきゅうり	補助率: 事業費の20%以内 補助限度額:10万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する農薬等であること。 ②事業実施面積は、施設栽培にあっては99m ² 以上、露地栽培にあっては500m ² 以上であること。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・見積書(2社以上) ・カタログ類 ・利用するほ場の位置図
8 及び地機械栽培整備施設資材	資材(マルチ、直間パイプ、誘引用支柱及び誘引用ネット等)の購入費	補助率: 事業費の40%以内 補助限度額:20万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する資材であること。 ②事業実施面積は、500m ² 以上であること。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・見積書(2社以上) ・カタログ類 ・利用するほ場の位置図
	露地栽培用中古機械 ☆新規就農者対象(認定を受けてから5年以内)	補助率: 事業費の30%以内 補助限度額:60万円	①販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること。 ②事業実施面積は、500m ² 以上であること。 ③補助金の申請は、1度限りとする。 ④就農計画認定申請書の写しを提出すること。	・申請書、収支予算書 ・事業実施計画書 ・見積書(1社以上) ・カタログ類 ・利用するほ場の位置図

※1 就農計画の認定を受けた日から5年以内の農業者。

※2 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)により指定された野菜。(指定野菜産地の指定を受けた野菜)

※3 きゅうり、いちご、トマト、なす、そらめ、ほうれんそう、キャベツ、にら、にんにく、スイートポーチ、えだまめ、かぼちゃ、はくさい、ねぎ、たまねぎ、レタス、こまつ菜、つぼみ菜、大根、かぶ、きく、ストック、トルコギキョウ、ばら、シクラメン、りんご、ブルーベリー、とうとう。

(1日1億円創出事業における野菜、花卉、果樹の重点品目及び推進品目)

